

# 第5期小諸市障害福祉計画及び 第1期小諸市障害児福祉計画の 策定

図 厚生課 福祉係



市では、平成24年度に障害者計画（第4次福祉行動計画）を策定し、また3年ごとの障害福祉計画を策定しました。

第4期小諸市障害福祉計画（計画期間：平成27年度～29年度）の最終年度となるため、平成30年度から32年度までの次期計画を策定しました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障がい者（児）を支援するサービスの提供体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

本計画は、国が定める「第4次障害者基本計画」に基づく基本指針と長野県が策定する「第5期障害福祉計画」と整合性を図りつつ、市の障がい者（児）に対する具体的推進方策、達成すべき福祉サービスの目標等を定め、障がい施策の総合的な推進を図るものです。

## ▶計画に係る基本的な考え方

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援

## ▶第5期小諸市障害福祉計画の成果目標

福祉施設から地域生活への移行を促進する取組みを実施し、入所者の自己決定のもと、グループホーム等の地域生活へ移行する人数や、施設入所者数の減少を見込みます。福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、福祉施設から一般就労に移行する人数や、就労移行支援事業の利用者数の増加を見込みます。

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	62人 (H28年度末の入所者数)	のうち3.2% ⇒	2人 (H32)
施設入所者の減少数	62人 (H28年度末の入所者数)	のうち3.2% ⇒	2人 (H32)
福祉施設から一般就労への移行者数	1人 (H28年度)	の2倍増 ⇒	2人 (H32)
就労移行支援事業利用者数	5人 (H28年度末)	の60%増 ⇒	8人 (H32)

## ▶第1期小諸市障害児福祉計画の成果目標

障がい児支援体制整備の方策として、地域支援体制の構築、関係機関と連携した支援、地域社会への参加の推進、相談支援提供体制の確保などがあります。新たな体制の整備には佐久圏域で協力していくことが必要であることから、障がい児支援の提供体制の整備等について次の目標を定めます。

目標項目	目標値
児童発達支援センターの設置	平成32年度までに佐久圏域全市町村で利用できる体制を整備する。
保育所等訪問支援体制を利用できる体制の構築	平成32年度までに佐久圏域全市町村で利用できる体制を整備する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	平成32年度までに佐久圏域全市町村で利用できる体制を整備する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度に佐久圏域で設置し支援内容を検討する。

詳しい内容は、厚生課、図書館、展示情報コーナー、市ホームページで閲覧することができます。